若狭消防組合公告第５号

公有財産売却公告

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３４条第１項、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の３および若狭消防組合が準用する小浜市財務規則（平成３年小浜市規則第１５号）第１１８条の規定に基づき、ＫＳＩ官公庁オークションを利用したせり売りにより公有財産を売却するので、次のとおり公告する。

令和８年１０月１６日

若狭消防組合

管理者　杉本　和範

記

１　売却物件

（１）物件名

消防車　ランドクルーザー７０

（２）予定価格（最低落札価格）

１，０００，０００円

（３）入札保証金

１００，０００円

※車両の詳細、写真、状態その他の事項については、ＫＳＩ官公庁オークションの物件詳細画面に掲載する内容による。

２　売却方法

ＫＳＩ官公庁オークションの公有財産売却システムを利用したせり売りとする。

３　せり売りに参加する者に必要な資格

せり売りに参加する者は、地方自治法、地方自治法施行令、小浜市財務規則その他関係法令に定める資格を有するとともに、「誓約書」および「若狭消防組合インターネット公有財産売却ガイドライン」の内容を承諾し、遵守できる者でなければならない。

その他の参加条件については、「若狭消防組合インターネット公有財産売却ガイドライン」に定めるところによる。

４　参加申込み

せり売りへの参加を希望する者は、ＫＳＩ官公庁オークションの公有財産売却システムにおいて参加仮申込みを行った後、若狭消防組合ホームページから「公有財産売却参加申込書」をダウンロードし、必要事項を記入・押印の上、必要書類を添えて提出すること。

（１）参加申込期間

令和８年１０月３０日（金）１３時から

令和８年１１月１７日（火）１４時まで

（２）提出先

〒９１７－００７８

福井県小浜市大手町７番８号

若狭消防組合消防本部　警防課

（３）提出方法

郵送または持参による。

なお、郵送の場合は、申込締切日の消印有効とする。

（４）必要書類

ア　個人の場合

住所、氏名および生年月日が確認できる本人確認書類の写し

イ　法人の場合

登記事項証明書等

その他、参加申込みに必要な事項については、「若狭消防組合インターネット公有財産売却ガイドライン」に定めるところによる。

５　入札保証金および契約保証金

（１）入札保証金

入札保証金は、予定価格の１００分の１０以上の額とし、本件に係る入札保証金は１００，０００円とする。

入札保証金の納付方法は、クレジットカードによる納付のみとする。

（２）契約保証金

落札者が契約を締結した場合、納付された入札保証金は、所定の手続により契約保証金に全額充当するものとし、本件に係る契約保証金は１００，０００円とする。

６　せり売りの期間

令和８年１２月１日（火）１３時から

令和８年１２月３日（木）２３時まで

せり売りは、ＫＳＩ官公庁オークションの公有財産売却システム上で行う。

なお、入札期間中は何回でも入札することができるものとし、入札期間の自動延長は行わない。

７　落札者の決定

せり売り期間終了後、予定価格（最低落札価格）以上で、かつ、最高価格をもって入札した者を落札者とする。

なお、２人以上が同額の入札価格（上限）を設定した場合は、先に当該入札価格を設定した者を落札者とする。

落札者には、若狭消防組合から電子メール等により、契約締結に関する案内を行う。

８　入札の無効等

参加資格を有しない者が行った入札その他、小浜市財務規則および「若狭消防組合インターネット公有財産売却ガイドライン」に定める事項に該当する入札については、当該入札を取り消し、なかったものとして取り扱うことがある。

９　契約の締結

落札者は、若狭消防組合が指定する契約締結期限までに、「物品売買契約書」により売買契約を締結するものとする。

契約締結に必要な書類は、次のとおりとする。

（１）個人の場合

住民票および印鑑証明書（発行後３か月以内のもの）

（２）法人の場合

印鑑証明書（発行後３か月以内のもの）

落札者が契約締結期限までに契約を締結しなかった場合は、納付された入札保証金は返還しない。

１０　売払代金の残金の納付

売払代金の残金は、落札金額から契約保証金に充当した入札保証金を差し引いた額とする。

落札者は、若狭消防組合が指定する納付期限までに、売払代金の残金を一括して納付しなければならない。

納付方法は、次のいずれかによる。

（１）若狭消防組合が用意する納付書による納付

（２）若狭消防組合が指定する銀行口座への振込み

なお、納付に要する費用は、落札者の負担とする。

１１　所有権の移転および物件の引渡し

売却物件の所有権は、売払代金の残金を納付した時点で落札者に移転する。

売却物件は、若狭消防組合において一時抹消登録を行った上で、売払代金の残金の納付を確認した後、現状有姿のまま、若狭消防組合が指定する場所において引き渡す。

落札者は、所有権移転後、自己の責任において登録その他必要な手続きを行うものとし、これらに要する費用は落札者の負担とする。

１２　契約条項および関係書類

本件に係る契約条項および関係書類は、参加申込期間中、若狭消防組合ホームページに掲載する。

（１）誓約書および若狭消防組合インターネット公有財産売却ガイドライン

（２）委任状

（３）公有財産売却参加申込書

（４）物品売買契約書

（５）保管依頼書

（６）公有財産受領書

１３　その他

本公告に定めのない事項については、地方自治法、地方自治法施行令、小浜市財務規則、「若狭消防組合インターネット公有財産売却ガイドライン」およびＫＳＩ官公庁オークションに関連する規約・ガイドライン等の定めるところによる。

１４　問い合わせ先

若狭消防組合消防本部　警防課
〒９１７－００７８
福井県小浜市大手町７番８号
電話　０７７０－５３－５２１４